

厚生労働省発表

平成20年3月28日(金)
レク後解禁

労働基準局労災補償部

労災管理課長 前田 芳延

補償課長 明治 俊平

電話 5253-1111 (内線)5569

夜間直通 3502-6750

石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表の公表について

厚生労働省においては、労災保険の運営を通じて事業場ごとの労災認定に関する情報を把握しているところであるが、平成17年7月29日の「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」における当面の対応策の取りまとめを受けて、平成17年に石綿ばく露作業による肺がん又は中皮腫の労災認定を受けた労働者が所属していた事業場の名称等を公表している。

労災認定事業場を公表したのは、

- (1) 公表事業場でこれまで業務に従事したことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事した可能性があることを注意喚起する
- (2) 周辺住民の不安等の社会的関心が高まる中で「周辺住民」となるか否かの確認に役立ててもらう
- (3) 関係省庁及び地方公共団体等における石綿被害対策の取組に役立ててもらうという観点から、有益な情報を広く国民に提供することが重要であり、労災認定等事業場一覧表は、そのための情報として欠くことができないものであると判断したためである。

今般、さらに、平成21年3月27日に請求期限が到来する石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)に基づく特別遺族給付金に係る請求の促進という観点も踏まえ、平成17年度及び平成18年度に労災認定を受けた労働者が所属していた事業場並びに平成18年度の特別遺族給付金の支給決定の対象となった労働者が所属していた事業場の名称等の情報を別添のとおり公表する。

労災認定等事業場一覧表の概要は、以下のとおりである。

	2, 510	3, 381
1 公表対象事業場数	2, 514事業場(労災認定件数等:	3, 382件)
	2, 169	
公表事業場	2, 167事業場	
事業場不明	92事業場	
特別加入者(一人親方)	91人	
	158	
既公表	164事業場	

2 公表する事業場情報

- (1) 事業場を管轄する労働局及び労働基準監督署の名称
- (2) 事業場の名称
- (3) 石綿ばく露作業状況
- (4) 労災認定件数及び特別遺族給付金支給決定件数
- (5) 事業場における石綿取扱い期間
- (6) 現在の石綿取扱い状況
- (7) 特記事項

※ 建設業については、①事業場の所在地と異なる建設現場における作業であり、事業場の所在地においては石綿ばく露のおそれのないこと、②建設現場での作業は継続するものではなく、限られた期間で、かつ、転々とすること、③建設現場では石綿ばく露を受ける作業が行われていたことから、上記(5)の「事業場における石綿取扱い期間」及び(6)の「現在の取扱い状況」については除外している。

3 公表事業場に関する留意事項

- (1) 公表事業場のうち、製造業の事業場は、通常、石綿作業場所と同一である。ただし、その事業場が、船舶製造又は修理業、窯業又は土石製品製造業等の構内下請け事業場である場合は、通常その事業場の所在地(事務所)と実際に石綿作業を行った場所(元方の事業場)とが異なり、公表事業場においては石綿作業が行われていないことに留意する必要がある。
- (2) 建設業の事業場の場合には、通常、その事業場の所在地(事務所)と異なる場所(現場)で石綿作業が行われており、公表事業場の所在地は、石綿の飛散のおそれのない場所であることに留意する必要がある。
- (3) 建設労働者の多くは、事業場を転々としながら多数の建設現場で就労する中で石綿作業に従事しており、とりわけ石綿作業においては、30年～40年もの潜伏期間の後に疾病が発症することから、最後に石綿作業に従事した現場を持つ事業場において労災認定を行うよう処理している。そのため、建設業の事業場については、実際の現場での石綿ばく露はごくわずかであったにもかかわらず、最終石綿ばく露事業場として公表しているものがあることに留意する必要がある。

4 一覧表の構成

事業場一覧表は、製造業のように石綿作業が特定の場所において継続的に行われていたと認められる事業場の一覧表(第1表)と石綿作業が行われていたと認められる現場を持つ建設業の事業場一覧表(第2表)から構成されている。

したがって、第1表は、主として①公表事業場でこれまで業務に従事していたことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事した可能性があることを注意喚起するとともに、②周辺住民となるか否かの確認に役立ててもらおうという観点から、また、第2表は、主として公表事業場にこれまで従事したことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事した可能性があることを注意喚起するという観点から公表するものである。

5 集計結果

事業場一覧表（第1表及び第2表）の業種別事業場数並びに労災認定件数及び特別遺族給付金支給決定件数は、別紙「業種別・石綿ばく露作業による労災認定等件数(今回公表分)」のとおりである。

業種別に労災認定等された事業場数をみると、建設業^{54.3}4%、製造業^{35.2}4%であり、両業種で全体の89.5%を占めている。

また、製造業の中では、船舶製造又は修理業、窯業又は土石製品製造業の順で事業場数が多く、両業種で製造業全体の32.5%となっている。

6 相談窓口の活用等

今回の公表された情報に関する各種問い合わせや労災保険等に関する相談については、都道府県労働局、労働基準監督署の相談窓口で受け付けるものである。

また、石綿に係る健康相談については、保健所、労災病院、産業保健推進センター等の相談窓口で受け付けている。

なお、厚生労働省では「過去に在籍していた事業場で石綿作業に従事していた方」及び「現在在籍している事業場で石綿を取り扱う作業等に従事していた、又は従事している方」に対して、健康診断の受診勧奨及び健康管理手帳制度、労災補償及び特別遺族給付金制度の周知を図るための情報を厚生労働省ホームページ上で公表しているところである。

7 その他

本件公表事業場一覧表については、厚生労働省ホームページに掲載予定である。
(<http://www.mhlw.go.jp/>)

別 添

石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表
(平成17年度～18年度)

1 公表の趣旨

厚生労働省においては、一昨年度、石綿による健康被害について社会的な不安が高まった状況を踏まえ、国民の有する不安への対応として、平成16年度以前に石綿による肺がん又は中皮腫の労災認定を受けた労働者が所属していた事業場の一覧表を公表しました。

今回は、一昨年公表の際の理由に加え、平成21年3月27日に請求期限が到来する石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づく特別遺族給付金に係る請求の促進という観点も踏まえ、平成17年度及び18年度に労災認定を受けた労働者が所属していた事業場並びに平成18年度の特別遺族給付金の支給決定の対象となった労働者が所属していた事業場の名称等の情報を公表するものです。

2 公表対象事業場数

	2, 510	3, 381
	2, 514 事業場（労災認定等件数：	3, 382 件）
	2, 169	
公表事業場	2, 167 事業場	
事業場不明	92事業場	
特別加入者（一人親方）	91人	
	158	
既 公 表	164 事業場	

3 公表事業場情報

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| (1) 事業場を管轄する労働局及び労働基準監督署の名称 | (5) 事業場における石綿取扱い期間 |
| (2) 事業場の名称 | (6) 現在の石綿取扱い状況 |
| (3) 石綿ばく露作業状況 | (7) 特記事項 |
| (4) 労災認定件数及び特別遺族給付金支給決定件数 | |

※ 建設業については、①事業場の所在地と異なる建設現場における作業であり、事業場の所在地においては石綿ばく露のおそれのないこと、②建設現場での作業は継続するものではなく、限られた期間で、かつ、転々とする事、③建設現場では石綿ばく露を受ける作業が行われていたことから、上記(5)の「事業場における石綿取扱い期間」及び(6)の「現在の取扱い状況」については除外している。

4 公表事業場に関する留意事項

- (1) 公表事業場のうち、製造業の事業場は、通常、石綿作業場所と同一です。ただし、その事業場が、船舶製造又は修理業、窯業又は土石製品製造業等の構内下請け事業場である場合には、通常その事業場の所在地(事務所)と実際に石綿作業を行った場所(元方の事業場)とが異なり、公表事業場においては石綿作業が行われていないことに留意してください。
- (2) 建設業の事業場の場合(第2表)には、通常、事業場所在地と異なる場所(現場)で石綿作業が行われており、公表事業場の所在地は、石綿の飛散のおそれのない場所であることに留意してください。
- (3) 建設労働者の多くは、事業場を転々としながら多数の建設現場で就労する中で石綿作業に従事しており、とりわけ石綿作業においては、30年~40年もの潜伏期間の後に疾病が発症することから、最後に石綿作業に従事した現場を持つ事業場において労災認定を行うよう処理しています。そのため、建設業の事業場については、実際の現場での石綿ばく露はごくわずかであったにもかかわらず、最終石綿ばく露事業場として公表しているものがあることに留意してください。

5 一覧表の構成

事業場一覧表は、製造業のように石綿作業が特定の場所において継続的に行われていたと認められる事業場の一覧表(第1表)と、石綿作業が行われていたと認められる現場を持つ建設業の事業場の一覧表(第2表)から構成されています。

したがって、第1表は、主として①公表事業場でこれまで業務に従事したことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事した可能性があることを注意喚起するとともに、②周辺住民となるか否かの確認に役立ててもらおうという観点から、また、第2表は、主として公表事業場にこれまで従事したことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事していた可能性があることを注意喚起するという観点から公表するものです。

6 集計結果

事業場一覧表(第1表及び第2表)の業種別事業場数並びに労災認定件数及び特別遺族給付金支給決定件数は、別紙「業種別・石綿ばく露作業による労災認定等件数(今回公表分)」のとおりです。業種

54. 3

35. 2

別に労災認定等された事業場数をみると、建設業54.4%、製造業35.1%であり、両業種の89.5%を占めています。

また、製造業の中では、船舶製造又は修理業、窯業又は土石製品製造業の順で事業場数が多く、両業

種で製造業全体の32.6%となっています。

7 その他

- (1) 公表対象事業場内訳表に「事業場不明」のものが、92事業場計上されていますが、これは次の理由から、事業場が特定できなかったためで、その多くは建設業に分類されるものです。
 - ① 遺族の方から請求された事案で、最終石綿ばく露事業場の情報が入手できず特定できなかった場合
 - ② 事業場が廃止された後、長期間経過後に発病したため、最終石綿ばく露事業場が特定できなかった場合
 - ③ 建設現場等複数の現場・事業場を転々としていたため、最終石綿ばく露事業場の特定が困難であった場合
- (2) 公表対象事業場内訳表に「特別加入者（一人親方）」という表記がありますが、これは、大工、左官など主に建設業に従事する労働者を使用しない自営業者であって、労災保険に特別に任意加入することが認められている方のことです。

公表対象事業場内訳表

種類	事業場数	認 定 件 数											
		労災保険法（平成１７年度・平成１８年度）						救済法（平成１８年度）				労災保険法 救済法 計	
		労災保険法 計	うち死亡	肺がん	うち死亡	中皮腫	うち死亡	救済法 計	肺がん	中皮腫	石綿肺		
公表	第1表	991	916	501	320	147			359	94			1,275
		989	915	500	319	146	596	354	358	93	241	24	1,273
	第2表												
		1,178	975	493	368	151	607	342	240	59	174	7	1,215
	小 計	2,169	1,891	994	688	298			599	153			2,490
		2,167	1,890	993	687	297	1,203	696	598	152	415	31	2,488
公表外	事業場不明												
		92	59	36	19	10	40	26	33	6	26	1	92
	特別加入者 （一人親方）												
		91	83	38	39	15	44	23	8	3	5	0	91
	既公表	158	465	247	250	128	215	119		109	124		708
		164	468	252	252	132	216	120	243	110	123	10	711
	小 計	341	607	321	308	153	299	168		118	155		891
		347	610	326	310	157	300	169	284	119	154	11	894
	合 計	2,510	2,498	1,315	996	451	1,502	864	883		570		3,381
		2,514	2,500	1,319	997	454	1,503	865	882	271	569	42	3,382

業種別・石綿ばく露作業による労災認定等件数(今回公表分)

	事業場数	認定件数		労災保険法(平成17年度・平成18年度)						救済法			
				小計	肺がん		中皮腫		小計	肺がん	中皮腫	石綿肺	
					うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡					
建設事業	1178	1215	733	975	368	151	607	342	240	59	174	7	
舗装工事業	2	2	1	2	0	0	2	1	0	0	0	0	
建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	943	976	595	786	307	130	479	275	190	45	141	4	
既設建築物設備工事業	151	154	83	128	45	15	83	42	26	9	15	2	
機械装置の組立て又は据付けの事業	26	27	18	22	5	2	17	11	5	1	3	1	
その他の建設事業	56	56	36	37	11	4	26	13	19	4	15	0	
鉱業	8	8	7	3	1	0	2	2	5	4	1	0	
金属鉱業、非金属鉱業、石炭鉱業	7	7	6	3	1	0	2	2	4	3	1	0	
原油又は天然ガス鉱業	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	
採石業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
製造業	763	1021	688	728	256	118	472	277	293	81	191	21	
食料品製造業(たばこ等製造業を除く)	9	9	6	7	1	1	6	3	2	0	2	0	
繊維工業又は繊維製品製造業	39	56	35	43	19	7	24	15	13	0	12	1	
木材又は木製品製造業	24	25	17	17	5	2	12	7	8	2	6	0	
パルプ又は紙製造業	11	12	6	11	3	1	8	4	1	0	1	0	
印刷又は製本業	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	
化学工業	60	83	46	69	29	7	40	25	14	3	11	0	
ガラス又はセメント製造業	12	15	11	10	6	2	4	4	5	1	4	0	
コンクリート製造業	10	17	11	13	7	5	6	2	4	3	1	0	
陶磁器製品製造業	2	2	1	2	0	0	2	1	0	0	0	0	
窯業又は土石製品製造業	89	121	95	65	36	23	29	16	56	24	21	11	
金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く)	32	36	21	26	12	4	14	7	10	1	9	0	
非鉄金属精錬業	10	12	7	10	4	1	6	4	2	1	1	0	
金属材料品製造業(鋳物業を除く)	7	10	7	7	0	0	7	4	3	0	3	0	
鋳物業	6	6	5	5	1	0	4	4	1	1	0	0	
金属製品製造業又は金属加工業	68	71	44	59	21	12	38	20	12	3	9	0	
機械器具製造業	75	95	59	69	12	5	57	28	26	2	22	2	
電気機械器具製造業	38	48	30	35	11	5	24	12	13	1	12	0	
輸送用機械器具製造業(船舶製造を除く)	75	139	107	93	19	12	74	49	46	12	32	2	
船舶製造又は修理業	159	225	159	160	58	29	102	65	65	23	38	4	
計量器、光学機械、時計等製造業	2	3	3	2	1	1	1	1	1	0	1	0	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3	3	1	3	1	0	2	1	0	0	0	0	
上記以外の製造業	31	32	16	22	10	1	12	5	10	4	5	1	
運輸業	79	91	58	69	31	11	38	25	22	4	16	2	
交通運輸事業	13	14	9	14	5	3	9	6	0	0	0	0	
貨物取扱事業	34	37	23	28	11	3	17	11	9	0	8	1	
港湾貨物取扱事業	13	15	9	11	4	1	7	4	4	1	3	0	
港湾荷役業	19	25	17	16	11	4	5	4	9	3	5	1	
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	24	28	20	17	8	3	9	6	11	1	10	0	
その他の事業	117	127	87	99	24	15	75	44	28	4	23	1	
清掃、火葬又はと畜の事業	9	9	5	9	2	1	7	4	0	0	0	0	
ビルメンテナンス業	7	8	6	5	3	2	2	1	3	0	3	0	
倉庫業、営繕業、消毒又は害虫駆除の事業 又はゴルフ場の事業	4	4	4	3	1	1	2	2	1	0	1	0	
卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	44	44	26	38	5	2	33	18	6	0	6	0	
金融業、保険業又は不動産業	3	3	3	2	0	0	2	2	1	0	1	0	
その他の各種事業	50	59	43	42	13	9	29	17	17	4	12	1	
合 計	2169	2490	1593	1891	688	298	1203	696	599	153	415	31	

業種別・石綿ばく露作業による労災認定等件数(全認定件数)

	事業場数	認定件数		労災保険法(平成17年度・平成18年度)								救済法									
				小計	肺がん		中皮腫		小計	肺がん	中皮腫	石綿肺									
					うち死亡		うち死亡						うち死亡								
建設事業	1356	1413	1444	856	1129	440	442	184	486	689	688	388	387	284	72	203	9				
舗装工事	2	2		1	2	0		0		2	1	0		0	0	0	0				
建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	1091	1090	1142	698	914	371		159	543	311	228	55	167	6							
既設建築物設備工事業	167	166	172	94	144	50		18	94	93	48	47	28	10	16	2					
機械装置の組立て又は据付けの事業	27	29	28	30	23	5	7	2	3	18	12	5	1	3	1						
その他の建設事業	69	89	69	44	46	14		5	32	16	23	6	17	0							
鉱業	8	8		7	3	1		0	2	2	5	4	1	0							
金属鉱業、非金属鉱業、石炭鉱業	7	7		6	3	1		0	2	2	4	3	1	0							
原油又は天然ガス鉱業	1	1		1	0	0		0	0	0	1	1	0	0							
採石業	0	0		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0							
製造業	913	1679	1144	1147	1157	474	225	227	683	685	397	399	522	181	311	310	30				
食料品製造業(たばこ等製造業を除く)	9	9		6	7	1		1	6	3	2	0	2	0							
繊維工業又は繊維製品製造業	43	44	61	62	39	40	46	47	22	9	24	25	15	16	15	0	14				
木材又は木製品製造業	25	26		18	17	5		2	12	7	9	2	7	0							
パルプ又は紙製造業	11	12		6	11	3		1	8	4	1	0	1	0							
印刷又は製本業	1	1		1	0	0		0	0	0	1	0	1	0							
化学工業	69	117		71	92	40	41	13	44	52	51	33	32	25	11	14	0				
ガラス又はセメント製造業	17	31		20	24	12		4	12	9	7	1	6	0							
コンクリート製造業	13	22		15	14	8		5	6	2	8	6	1	1							
陶磁器製品製造業	2	2		1	2	0		0	2	1	0	0	0	0							
窯業又は土石製品製造業	128	303	222	223	170	96	97	49	50	74	73	40	133	69	48	16					
金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く)	38	51		29	38	18		6	20	10	13	2	11	0							
非鉄金属精錬業	10	12		7	10	4		1	6	4	2	1	1	0							
金属材料製品製造業(鋳物業を除く)	9	12		9	8	0		0	8	5	4	0	4	0							
鋳物業	6	6		5	5	1		0	4	4	1	1	0	0							
金属製品製造業又は金属加工業	75	93	92	57	66	27	26	14	13	47	24	19	4	14	1						
機械器具製造業	82	141	140	91	90	28		14	76	75	40	39	37	6	29	2					
電気機械器具製造業	40	50		31	36	11		5	25	12	14	1	13	0							
輸送用機械器具製造業(船舶製造を除く)	88	206	205	158	157	30		20	102	64	74	73	16	55	54	3					
船舶製造又は修理業	204	456	459	317	321	141	140	70	71	181	109	112	138	55	79	4					
計量器、光学機械、時計等製造業	2	3		3	2	1		1	1	1	1	0	1	0							
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3	3		1	3	1		0	2	1	0	0	0	0							
上記以外の製造業	38	62		37	44	25		10	19	9	18	6	10	2							
運輸業	83	97		63	74	35		14	39	26	23	4	17	2							
交通運輸事業	14	15		10	14	5		3	9	6	1	0	1	0							
貨物取扱事業	35	39		25	30	12		4	18	12	9	0	8	1							
港湾貨物取扱事業	14	17		10	13	6		2	7	4	4	1	3	0							
港湾荷役業	20	26		18	17	12		5	5	4	9	3	5	1							
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	26	34		24	22	11		5	11	7	12	2	10	0							
その他の事業	124	123	150	149	104	113	112	35	34	23	78	44	37	8	28	1					
清掃、火葬又はと畜の事業	9	9		5	9	2		1	7	4	0	0	0	0							
ビルメンテナンス業	7	8		6	5	3		2	2	1	3	0	3	0							
倉庫業、保管業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	5	5		4	4	1		1	3	2	1	0	1	0							
卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	46	46		28	39	6		3	33	18	7	1	6	0							
金融業、保険業又は不動産業	4	4		4	2	0		0	2	2	2	0	2	0							
その他の各種事業	53	52	78	77	57	23	22	16	31	17	24	7	16	1							
合 計	2510	2514	3381	3382	2198	2498	2500	996	997	451	454	1502	1503	864	865	883	882	271	570	569	42